

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	福祉ボランティアの街づくり事業補助金
補助事業等の目標	ボランティア活動の基盤となる、人的、物的諸条件の整備に努め、地域社会におけるボランティア活動が積極的かつ継続的に展開できるよう、体制の充実を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市社会福祉協議会
補助対象経費	ボランティア推進事業、ボランティア振興事業経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 ボランティア推進事業、ボランティア振興事業運営資金であり、ボランティア活動が積極的に展開できるよう、補助率 1/2 を超えて補助する事が必要。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 元年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 地域社会におけるボランティア活動が積極的かつ継続的に展開できるよう、継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係